立川山岳会　山行規約

１．目的　山行計画および下山状況を把握し、有事の際、活動を迅速に行うことを目的とする

２．山行計画

（１）山行計画書は本会ホーページからダウンロードし、指定の様式を用いること

（２）山行計画書は山行管理係に事前に送付すること

（３）会全体で山行を把握するため、（２）に加え一般メーリングに行き先、メンバーを連絡すること

（４）谷川岳危険区域に入山する場合は、山行計画書に立川山岳会印を捺印し、入山前に谷川岳登山指導センターに提出すること

（５）山行計画書は所定の項目をもれなく記入すること。不備がある場合は受け付けないことがある

　　　注１）予備日：悪天候、体調不良等で停滞を余儀なくされる場合に消化する日であり、山行日程のほかに設けること

　　　注２）最終下山日時：予備日を含めた全日程において、下山連絡がなければ遭難したとみなされる日時のこと

（５）会員以外のメンバーがいる場合は、それらの緊急連絡先、保険加入状況を確認し、計画書に記入すること。不備がある場合は受け付けないことがある。

（６）マルチピッチを含むフリークライミングは、山行計画書の提出を不要とするが、一般メーリングに事前に行き先、メンバーを連絡すること

　　　ただし、ルートにより山岳地域の活動に準ずると判断する場合は適宜、山行に準じ手続きをすること

（７）能力、経験を超えた山行と判断する場合は、代表、その他経験者から助言指導または計画の見直し、中止を勧告することがある

３．下山後の処置

（１）下山後、速やかに山行管理係にその旨連絡すること

（２）下山後、可能な範囲で早めに一般メーリングに山行報告をすること。なお、一般メーリングに山行報告をする際の指定様式は、別に定める通りとする

（３）最終下山日時を経過しても下山連絡がない場合は、代表が遭難対策メンバーを招集し対応を協議する

４．遭難対策

遭難が発生した場合は、遭難者および本会は別に定める遭難対策マニュアルに則り行動すること。

５．付則　営業期間中のスキー場コースエリア内での活動は、山行とはみなさず本規約は適用しない。

２００９年４月１５日　施行

２０１０年３月１８日　改訂

２０１５年３月１８日　改訂